

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11人であります。

よって、定足数に達しております。

ただいまから令和6年第1回小坂町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（目時重雄君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

去る2月8日に開催されました全国町村議会議長会第75回定期総会におきまして、7番、成田直人君が町村議会議員在職27年以上にわたる自治功労者として表彰されました。

また、去る2月13日に開催されました秋田県町村議会議長会理事会におきまして、町村議会議員在職23年以上にわたる自治功労者として1番、船水隆一君、2番、栗山忠三君、8番、鹿兒島巖君が、町村議会議員在職11年以上にわたる自治功労者として3番、本田佳子君、9番、小笠原憲昭君がそれぞれ表彰されました。

長年にわたるご活躍に敬意を表し、ご紹介いたします。おめでとうございます。

なお、去る2月8日に開催されました全国町村議会議長会第75回定期総会におきまして、不肖ながら、私も町村議会議長在職7年以上にわたる自治功労者及び町村議会議員在職15年以上にわたる自治功労者として表彰されました。このことは、皆様の深いご理解と多大なご声援があつてのことです。ありがとうございました。

続きまして、今期定例会において2月14日開催の議会運営委員会までに受理した陳情は、お手元に配付の陳情書の写しのとおりであり、陳情第1号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情、陳情第2号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書、陳情第3号 公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興を求める陳情は総務福祉常任委員会に、陳情第4号 「あきたこまち」の「あきたこまちR」への全面切り替え計画に関する陳情書

は産業教育常任委員会にそれぞれ付託いたしましたので、ご報告いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（目時重雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、小坂町議会会議規則第111条の規定により、4番、亀田利美君、5番、菅原明雅君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（目時重雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期につきましては、運営委員会委員長のご報告を求めます。
委員長。

〔議会運営委員長 船水隆一君登壇〕

○議会運営委員長（船水隆一君） おはようございます。

本定例会についての議会運営委員会を2月14日に開催いたしました。

本定例会に係る案件は、新年度予算10件、条例の一部改正が16件、町道の認定等1件、補正予算5件の議案が計32件であります。

したがって、議会運営委員会としましては、第1日、2月20日火曜日は初日本会議、本会議終了後、全員協議会及び運営委員会、第2日、2月21日水曜日は一般質問、一般質問終了後、各常任委員会、第3日、2月22日木曜日は予算特別委員会、第4日から第6日までは土日祝日のため休会、第7日、2月26日月曜日から第8日、2月27日火曜日までは予算特別委員会、第9日、2月28日水曜日は事務整理等で休会、第10日、2月29日木曜日は最終日本会議として、会期を10日間とすることを提案いたします。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、ただいまの運営委員会委員長の報告のとおり、本日から2月29日までの10日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本定例会の会期は10日間と決定いたしました。

◎町政報告及び教育行政に関する報告

○議長（目時重雄君） 日程第3、町政報告及び教育行政に関する報告について、町長及び教育委員会教育長から発言を求められております。この際、発言を許可いたします。

まず、町長からお受けいたします。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長（細越 満君） おはようございます。

本日は、第1回小坂町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄大変お忙しい中、ご参会を賜り、誠にありがとうございます。

本日提出いたします議案は、令和6年度当初予算及び令和5年度補正予算の予算関係15件、条例の一部改正16件、そして、町道の認定、廃止、変更1件の計32件であります。

なお、会期中、人事案件をご提案したいと考えております。いずれも議案につきましても、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、議案の審議に先立ちまして、12月定例会後の町政諸般についてご報告申し上げます。

初めに、小坂町の令和4年度決算に係る財務書類についてご報告申し上げます。

令和4年度決算に係る財務書類の内容は、本日お配りしております令和4年度決算小坂町財務書類でご確認ください。

平成26年5月に、企業会計的な手法で財務書類を作成する国の統一的な基準が示され、当町では、平成28年度決算から統一的な基準による財務書類を作成しております。

作成した財務書類は昨年度と同様で、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4種類でありまして、対象となる会計の範囲はお手元の資料2ページに掲載していますが、今回は一般会計等、地方公営事業会計、公営企業会計の町の会計の範囲である全体会計を対象に作成しております。

財務書類を分析するための比率として、総務省から公表された分析手法で算出した指標を

資料の4ページに掲載いたしました。主なものとして、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているかを示す資産老朽化比率は58%で、前年度比1.49%の増となっており、100%に近いほど老朽化が進行していることとなります。

住民1人当たりの負債額は183万5,000円となっており、前年度比7万2,000円の減となっています。これは負債合計額における地方債残高が減少したことによるものでございます。

また、地方債を定期的に確保できる資産で返済した場合、何年で返済できるかの返済能力を示す債務償還可能年数は、6.75年となっております。

基礎的財政収支については、投資的経費が減少し、税収等の財源収入の増加が経常経費を含む支出の増加を上回ったことから、数値の改善が見られたものであります。

資料5ページ以降には、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書を分析した資料及び詳細資料を掲載しております。

このうち5ページの貸借対照表の負債の総額は、先ほどの説明のとおり、地方債残高が減少傾向にあり、前年度比5億3,130万円の減となっており、将来世代の負担が減ってきております。

資産を活用するためにどれだけのコストがかけられているかや地方債の返済能力、行政目的別等の資産老朽化比率など、財務書類から町の財政状況の特徴や課題を分析し、今後も健全な財政運営に努めてまいります。

次に、新型コロナワクチン接種についてご報告申し上げます。

今年度の秋開始接種は、小坂町診療所において9月22日から12月9日まで実施し、2,251人の方が接種されました。また、1月末現在、154人の方が町外医療機関等で接種され、合わせて2,405人が接種を完了し、対象生後6か月以上の接種率は約51.8%となりました。

本年秋から、65歳以上の方や60歳から64歳の方で、心臓、腎臓や呼吸器の機能に障害があり、日常生活に極度の制限がある方などは定期接種、それ以外の方は任意接種となります。

全額公費による接種が本年3月31日で終了し、今後の接種料金は原則、個人負担となります。1回につき7,000円以上になると見込まれているため、生後6か月以上の町民全てを対象として1人当たり3,000円の助成制度を新たに設け、負担軽減に努めたいと考えております。令和6年度当初予算に関連予算を計上しておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

ワクチン接種は、令和3年4月26日から開始して以来、3年間、事故なく接種事業を終えることができました。これまで接種に全面的にご協力賜りました、小坂診療所の荒川先生は

じめ職員の皆様に心から感謝申し上げますとともに、小児の接種にご協力いただいております、鹿角市及び大館市に厚くお礼申し上げる次第でございます。

次に、今年度の馬鈴薯栽培の実施状況についてご報告申し上げます。

大規模畑作振興推進の一環として、大手菓子メーカーへの馬鈴薯出荷を目指し、平成30年度から始まった取組は6年目となりました。現在は、加工用馬鈴薯を8月出荷、市場用馬鈴薯は9月以降の出荷という作付計画で産地づくりを進めているところでございます。

今年度も、栽培実証、集出荷販売実証、作業受託組織育成の3事業に取り組みました。

実証圃は、8月出荷を目指す加工用品種オホーツクチップが上川原地区の転作田と鶉地区の畑地に、市場向け品種キタアカリとトウヤは鶉地区の畑地にそれぞれ作付し、作業受託組織・小坂町ポテトコントラクター会員の法人が分担して栽培管理を実施いたしました。栽培面積は、オホーツクチップが約280a、キタアカリが約150a、トウヤは約12aで計442aとなりました。

品質については、試し掘りを行い、目標の比重1.08を超えたことを確認してから収穫作業を開始しております。令和5年度から、大手菓子メーカーが受入れ時に各コンテナから一部採取し、比重と不良率を検査して価格を決定する仕組みとなったため、圃場による品質のばらつきをなくすることと、選果技術の向上がさらに求められるようになりました。

収穫量は、10a当たりの目標3tに対して、平均すると1.2tとなりましたが、水はけ対策の徹底と適期の栽培管理ができた圃場では、目標の収穫量を達成しております。最終的に、加工用のオホーツクチップは、約34tを出荷して販売額は179万4,628円、市場用のキタアカリは、約8.7t出荷して83万395円、トウヤは、690kg出荷して6万48円となっております。

町では、米主体の農業経営からの転換という大きな課題に取り組むため、大規模畑作を推進するとともに、馬鈴薯栽培にも挑戦し、農家が参入しやすい環境を整えるため、生産出荷体制の整備をしてきたところでございます。課題はありますが、この取組が将来の小坂町農業に生かされるように、引き続き大手菓子メーカーや県の指導機関と連携し、推進してまいります。

以上で町政報告とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 次に、教育委員会教育長。

〔教育長 澤口康夫君登壇〕

○教育長（澤口康夫君） おはようございます。

教育行政についてご報告申し上げます。

小坂小学校、中学校の児童生徒の活躍についてご報告申し上げます。

1月12日から14日に行われた秋田県中学校スキー大会では、安保胡春さんが女子クラシカルで1位、フリーで2位、金丸拓寛さんが男子クラシカルで2位、フリーで2位、澤田理央さんが女子クラシカルで4位、フリーで5位となるなど入賞し、ノルディック総合で、女子は2位、男子は5位となりました。

1月26日から28日に青森県で行われた東北中学校スキー大会では、金丸拓寛さんが男子クラシカルで1位、フリーで1位、安保胡春さんが女子クラシカル1位、フリーで4位、澤田理央さんが女子クラシカルで5位、フリーで7位となりました。

2月6日から9日に長野県野沢温泉スキー場で開催された全国中学校スキー大会では、金丸拓寛さんが男子クラシカルで2連覇の1位、フリーで1位で2冠を達成し、安保胡春さんが女子クラシカル5位、フリーで10位、澤田理央さんが女子クラシカルで38位、フリーで27位となりました。

リレー競技では、男子秋田県チームに金丸拓寛さんが3走で出場し、3位となりました。女子秋田県チームには澤田理央さんが1走、安保胡春さんが2走で出場し、2位となりました。

また、1月18日から21日に行われた秋田県民スポーツ大会スキー競技会で、高校生も出場の少年の部において、安保胡春さんが女子クラシカル1位、金丸拓寛さんが男子クラシカルで3位となり、国体の出場権を獲得しました。

小学生のスキー大会については、1月19日から21日に行われた秋田県民スポーツ大会スキー競技会で、永田珠梨さんが女子クラシカルで3位、フリーで4位、成田芽生さんが女子クラシカルで8位、成田羽汰さんが男子クラシカルで10位となり、全日本スポーツ大会の出場権を獲得しました。

なお、1月27日に花輪スキー場で開催予定でありました鹿角小学校スキー大会は、雪不足のため中止となりました。

また、スクールバンド部や吹奏楽部の活躍もありました。

小坂小学校スクールバンド部は、12月9日のアンサンブルコンテスト鹿角地区予選大会で、管打8重奏の2団体が金賞を受賞し、1月14日に行われた全日本アンサンブルコンテスト秋田県大会では、管打8重奏「D o r e m i f a Q u e s t」が金賞、管打8重奏「庭のコンセール」が銀賞を受賞しました。

小坂中学校吹奏楽部は、12月16日のアンサンブルコンテスト県北地区予選大会で、管打

6重奏が金賞を受賞し、1月13日に行われた全日本アンサンブルコンテスト秋田県大会では、銀賞を受賞しました。

児童生徒の活躍は、小中一貫校として、小学校での学びが中学校へとうまくつながり、切磋琢磨している姿であり、日々の練習における、学校、保護者をはじめ、地域指導者や関係団体の皆様のご理解、ご指導のたまものと思っております。今後とも、児童生徒が伸びやかに成長していけるよう、支援をしていきたいと考えております。

以上で教育行政報告といたします。

○議長（目時重雄君） これで町政報告及び教育行政に関する報告は終了いたしました。

◎議案第1号～議案第10号の上程、説明、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第4、議案第1号 令和6年度小坂町一般会計予算、日程第5、議案第2号 令和6年度小坂町国民健康保険特別会計予算、日程第6、議案第3号 令和6年度小坂町後期高齢者医療特別会計予算、日程第7、議案第4号 令和6年度小坂町介護保険特別会計予算、日程第8、議案第5号 令和6年度小坂町歯科診療所特別会計予算、日程第9、議案第6号 令和6年度小坂町中小企業従業員退職金等共済事業特別会計予算、日程第10、議案第7号 令和6年度小坂町菅原ヤエ奨学資金特別会計予算、日程第11、議案第8号 令和6年度小坂町小坂財産区特別会計予算、日程第12、議案第9号 令和6年度小坂町水道事業会計予算、日程第13、議案第10号 令和6年度小坂町下水道事業会計予算を一括して議題といたします。

お諮りいたします。

本議案につきましては、それぞれの議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読は省略することに決定いたしました。

町長から小坂町行財政の大要及び提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第1号から議案第10号までの提案理由の説明と併せ、令和6年度小坂町行財政の概要を申し上げます。

昨年6月に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2023では、国内外の環境変化に対応したマクロ経済運営の基本的な考え方を示すとともに、新しい資本主義の実現に向けた構造的賃上げの実現や人への投資、分厚い中間層の形成に向けた取組、デジタルトランスフォーメーション・グリーントランスフォーメーション、スタートアップ推進や新たな産業構造への転換など、官と民が連携した投資の拡大と経済社会改革の実行に向けた基本方針を示しております。

当町においては、令和6年度が第6次総合計画の4年目に当たります。町の将来像に掲げた「ひとと自然と文化を未来につなぐ魅力あふれるまち」の実現に向け、地方創生総合戦略や重点プロジェクトの着実な進行に取り組んでいくとともに、国が掲げる子育て支援やデジタル化への推進、脱炭素社会の実現に向けた取組など、直面している様々な課題と向き合い、町民の皆さんとともに小坂の未来をつなげていけるよう、限られた財源を最大限有効に活用し、令和6年度予算（案）を提案させていただきます。

人口減少への対応・移住定住施策の推進は、町の活性化を促していくためには重要な施策となります。民間活力を活用した定住促進住宅建設への助成、空き家・空き地バンク、空き家解体補助を活用した住宅用地の紹介、地域おこし協力隊による新しい人材の確保などに引き続き取り組んでいくほか、子育て支援については、高校生活等に係る経済的負担の軽減を図るため、すこやか育児手当を拡充し、中学校卒業祝い金として5万円を新たに支給することとし、高校在学中にも切れ目のない支援を行うため、1学年ごとに高校生等扶養世帯支援給付金として5万円を支給してまいります。

また、この春からは全ての高校生が町外へ通学することとなることから、通学のための路線バス利用に対しても支援を行ってまいります。

国の制度における子育て応援給付金には町単独の上乗せを行い、独自施策においても多くの支援策を予算配分しております。全ての子ども・子育て世帯が安心して生活できるまちづくりに取り組んでまいります。

安全安心な暮らし・地域づくりの推進にあつては、新型コロナウイルスワクチン接種が任意接種となりますが、今後も季節性感染症として予防策の徹底を進めていかなければなりません。インフルエンザワクチン接種と同様に、年齢制限を設けることなく接種に対する助成を行い、感染拡大防止に努めてまいります。

デジタル化への対応に当たっては、令和5年12月末現在のマイナンバーカード交付率が74.4%となっており、これらを活用した行政サービスの充実が今後、求められることになります。令和6年度においては、SNSの一つであるLINEを活用した情報配信システムを導入し、各種手続のオンライン申請や迅速な情報発信を図り、スマート窓口への環境整備に取り組んでまいります。

デジタル化に対応したサービスについては、国の補助金等を活用し、計画的に進めてまいります。

また、脱炭素社会の実現に向けて、温室効果ガス排出量削減等のための総合的な計画となる小坂町地球温暖化対策実行計画の策定を令和7年度に予定しております。令和6年度においては、策定に向けて協議会を設立し、計画内容について検討してまいります。

そのほか、地域コミュニティ推進のための自治会館補修や生活支援サービスの充実、地域防災力の維持確保にも引き続き取り組んでまいります。

そして、昨年開業を予定していた道の駅十和田湖については、文化庁の認可を受け、工事が進められております。本年秋のグランドオープンに向け、多くの皆様に立ち寄っていただける観光施設を目指すとともに、十和田湖畔における滞在環境の上質化及び地域資源を活用した事業の造成を行い、観光誘客推進を図ってまいりたいと考えております。

これらの予算編成に当たっては、将来世代への責任を果たす財政運営を行うため、財政の健全性を堅持しつつ、住民生活を守り、町民サービスの向上のため、限られた財源を有効に活用いたしました。

その結果、一般会計予算案の総額は42億3,500万円となり、前年度当初予算対比で144万4,000円の減となりました。特別会計は、7会計で、予算案の総額は14億4,355万3,000円、前年度当初予算対比で3,947万7,000円、2.7%の減となりました。そのほかに水道事業会計及び下水道事業会計の予算を編成し、提案した次第であります。

それでは、令和6年度一般会計予算案及び特別会計予算案について、議案の順に概要を申し上げます。2月9日開催の議会全員協議会において予算（案）に係る主要施策については説明させていただいておりますので、主なものを説明させていただきます。

まず、一般会計の歳入についてでございます。

町税は、法人町民税において、令和5年度の収入見込みなどから前年度に対して減収が見込まれ、固定資産税においては、償却資産の増加や過年度の収入実績などを考慮し、増収と積算し、町税全体では、前年度当初予算対比1,367万8,000円、1.6%の減として計上いたし

ました。

普通交付税は、国の地方財政対策において、地方公共団体へ配分される額が、前年度対比で1.1%の増となっております。令和5年度交付実績や過疎債の基準財政需要額への算入見込み、法人税割収入額等を勘案して、前年度当初予算対比7,000万円、4.6%増の16億円を計上いたしました。

なお、特別交付税は、前年度と同額の2億円を計上しております。

国庫支出金では、情報システム標準化事業補助金や和井内エリア整備事業などに充当となる社会資本整備総合交付金の増加などにより、前年度当初予算対比1,581万7,000円、5.2%の増となりました。

県支出金では、国民健康保険基盤安定負担金や障害者自立支援給付費負担金などの減少により、前年度当初予算対比571万5,000円、3.1%の減となりました。

繰入金は、財政調整として財政調整基金及び減災基金を取り崩しているほか、公共施設等総合管理基金を旧十和田分館解体工事設計などに充当しております。

また、未来創生基金を結婚新生活支援事業、出産・子育て応援交付金の町上乗せ分などに充当しております。

そのほか、森林環境整備基金、康楽館運営基金、三澤つせ子ども図書基金からも対応する事業に充当し、全体で前年度当初予算対比774万円、1.5%の減となりました。

諸収入は、康楽館歌舞伎大芝居公演に係る観劇券販売収入が皆減したことにより、全体で前年度当初予算対比1,899万8,000円、18.4%の減となりました。

町債は、町道整備や除雪機械購入、和井内エリア整備事業などにより、発行額は1億1,650万円となりました。

次に、歳出予算の性質別経費の状況であります。人件費、物件費、維持補修費、扶助費などの消費的経費が27億7,467万円、全体の65.5%を占めており、前年度当初予算と比較すると242万1,000円、0.1%の増となっております。

投資的経費は4億3,596万円、全体の10.3%を占め、前年度当初予算と比較し1,329万6,000円、3.1%の増となっております。

その他経費は10億2,437万円、全体の24.2%で、前年度当初予算と比べると1,716万1,000円、1.6%の減となっております。

それでは、一般会計の歳出予算の内容の主なものについて、款を追って説明させていただきます。

1 款議会費であります。

報酬等の予算計上は10議員で編成いたしております。議員共済会負担金として848万3,000円。また、議会活動において町民との信頼関係を深めることを目的とした年4回の議会広報、議会だよりこさかの発行費用として63万9,000円を計上し、総額を6,922万9,000円としております。

2 款総務費であります。

「ともに明日を築くまち」の実現に向け、まちづくりの主役である町民の参画が重要であり、町民と行政との連携により、持続可能な地域づくりを進める必要があります。地域活動の中心である自治会活動に対する助成や自治会館の改修、自治会または町民で構成する団体で行う地域課題の解決や活性化を図る活動への助成などを計上しております。

また、地域の活力維持と魅力再発見につなげるため、地域おこし協力隊員については、3名分の活動経費を計上したほか、移住定住促進に向けた住宅購入や改修、空き家解体への助成制度の継続、秋田県と一体となって実施する移住支援金のほか、結婚新生活支援事業補助金も昨年度に引き続き町単独分を計上し、定住人口の増加を図ってまいります。

公共施設の適正配置と長寿命化は、利便性向上と安定した行政サービスの提供には不可欠なものとなります。公共施設等総合管理基金への積み増しを行いつつ、計画的な改修・維持補修を進めることとし、旧十和田分館解体設計を実施いたします。

通学や買物、通院など、ニーズに合った公共交通の維持・確保に努めるため、十和田湖地区のデマンドタクシーの運行・運賃補助、町営バス野口線の運行などのほか、秋北バスが発行する定額乗り放題定期券への購入助成を行い、利用促進を図ってまいります。

そのほか、小坂町第6次総合計画後期基本計画策定に向けたアンケート調査やLINEを活用した情報配信システムの導入経費を計上しております。

3 款民生費であります。

「健やかに自分らしく生きるまち」の実現に向けては、健康寿命を伸ばし、生涯にわたって心身ともに健康であるため、住み慣れた地域で世代に合った健康づくりに、段階的、継続的に取り組んでいけるよう、保健・医療・福祉の充実に努めてまいります。

こども計画策定経費、地域福祉の中核的な役割を担う社会福祉協議会への運営補助も引き続き予算措置しております。

高齢者福祉分野においては、高齢者世帯への生活サービス事業の充実、介護予防事業の拡充、また、地域支え合い体制づくりとしての自治会への支援を行っていくほか、障害者福祉

分野では、地域の一員として、生き生きと自立した生活を送ることができるよう、自立支援サービスの適切な給付を実施してまいります。

子育て支援・児童福祉分野では、出産・子育てに希望を持つことができ、子どもの成長を地域全体で支えるまちづくりを進めてまいります。18歳までの医療費無償化継続のほか、すこやか育児手当には、中学校卒業祝金として5万円の一時金を支給いたします。

そのほか、小坂マリア園に対する運営支援により、町内唯一の保育施設の維持を図り、誰もが安心して児童を預ける環境を確保してまいります。

また、国の施策である出産・子育て応援交付金についても、町単独上乘せとして、国と同額の5万円を出産後に給付してまいります。

そのほか、交通・防犯指導員による活動などの推進により、地域や警察・学校等関係機関が連携した交通安全運動の広がりや防犯への意識高揚を図ってまいります。

4款衛生費であります。

小坂町の医療体制は、高度医療や特定診療科目について、近隣の病院に頼らざるを得ない状況にあります。町民が安心して適切な医療を受けられるよう、近隣市と連携して、地域医療確保のため、病院・診療所に対する運営支援を行ってまいります。

地域の中核病院であるかづの厚生病院へは、引き続き救急・小児医療の支援を行っていくほか、地域医療機能の維持確保の支援を実施してまいります。

新型コロナウイルス感染症への対応については、季節性インフルエンザワクチン接種と同様に、接種補助経費を計上しております。

誰もが健康で安心して暮らすための各種検診・予防接種や健康相談体制の充実、次代を担う子どもたちの健康や妊産婦への保健サポート事業などとして、それぞれの事業費を計上しております。

「自然とともに、これからも暮らし続けたいまち」の推進に当たっては、鹿角広域行政組合を基本とした廃棄物の適正処理やごみの減量化、そして、資源循環型社会の構築を目指すため、食品ロスセミナーの開催経費や、脱炭素社会実現に向けた計画策定の準備を進めてまいります。

5款労働費であります。

労働対策に係る経費として、出稼ぎ者対策や鹿角シルバー人材センター運営費補助、資格取得支援に対する補助などの予算を引き続き計上いたしました。

6款農林水産業費であります。

「にぎわい・活気を興すまち」の推進に当たっては、農林水産業の分野では、地域の状況に応じた担い手の育成や法人化を支援するとともに、農地集積や施設整備などによる生産性の向上を推進するほか、地産地消にも取り組み、農業振興を図ります。

効率的な営農を支援するため、トラクター等への自動操舵システム取付費用の助成により、農業分野における新技術導入を積極的に推進し、スマート農業への取組を後押ししてまいります。

小坂七滝ワイナリーを活用した町内産ワインの販路拡大を支援していくほか、畑作振興センターを中心とした大規模畑作農業も推進するなど、経営基盤の強化を図るとともに、馬鈴薯など新たな作目の産地化を目指し、栽培技術向上と受託事業者組織の育成支援を引き続き実施してまいります。

また、水田利活用向上支援として、転作奨励品種の刈取りへの助成や、戦略作物である菜種などの種子購入への助成など、地域資源に付加価値を生み出す取組を促進し、農家の所得向上を目指してまいります。

6次産業化に向けた生産・加工・販売体制と地域資源ブランド化への支援を今後も行なってまいります。

そのほか、鳥獣被害防除対策支援の強化やバイオマスタウンの推進として菜種の買取りや廃食油回収業務委託、森林環境整備基金を活用した森林経営管理に向けた意向調査準備、十和田湖ひめますのブランド化推進に係る経費を計上いたしました。

7款商工費であります。

商工業の分野では、商工会や商業団体等と連携し、にぎわい・活気を生む商業の取組を支援していくとともに、新たな企業の立地や既存立地企業の設備投資の誘発を図るため、産業振興促進条例に基づく雇用や施設整備への支援を行ってまいります。新規創業や新分野への事業展開を計画する法人・個人・団体に対する創業チャレンジ支援も引き続き行い、地域経済の活性化に積極的に取り組んでまいります。

観光振興につきましては、十和田湖や日本の近代化を支えた産業遺産群など、小坂町が保有する特色ある観光資源の個性を磨いていくとともに、新たにオープンとなる十和田湖観光振興センターにおいては、環境省の国立公園満喫プロジェクト2025の選定を受けていることから、新たな誘客事業により、十和田湖地区だけではなく、町中心部の観光施設や特産品の販売を含めた滞留型観光回遊ルートの拠点として観光振興を進めてまいります。

そのほか、各観光施設の維持管理経費、七滝活性化拠点センターによるサテライトオフィ

ス誘致の継続や地域連携DMOへの負担金、国際交流員招致による国際交流関連経費などを計上しております。

8款土木費であります。

道路・交通網の分野では、地域交通の利便性と定住環境の向上につなげるための道路・橋りょう整備を計画的に進めてまいります。

雪対策の分野では、冬期間の円滑な交通確保のため、きめ細やかな除排雪体制を確保してまいります。

住宅・公園の分野では、引き続き持家の改築・リフォームを支援していくとともに、憩いの場として公園の環境を維持管理してまいります。

道路橋りょう改良事業については、町道苦竹山崎線道路改良、橋りょう長寿命化、町道牛馬長根1号線舗装補修などを計画しております。

和井内エリア整備に係る事業では、外構整備工事費を計上いたしました。

河川整備として、神田川及び松木沢川の護岸改修のほか、3河川のしゅんせつを実施予定としております。

町営住宅管理については、修繕計画に基づき、あけぼの住宅屋根塗装工事費のほか、公営住宅の長寿命化計画を策定し、点検の強化及び早期の管理・修繕により、更新コストの縮減を目指してまいります。

9款消防費であります。

消防救急体制については、鹿角広域行政組合により、消防資機材の整備など消防力の強化を図るほか、救急救助需要の増加・多様化に対応し、体制の充実と強化に努めてまいります。

町内においては、消防団員の装備品の充実、消防施設設備更新、消火栓設備など消防施設整備を進め、消防力の強化を図ってまいります。

また、地域の自主防災組織の方々が行う防災訓練活動や防災資機材購入に要する経費の一部を補助するほか、自主防災リーダー育成の支援に取り組み、地域全体で災害に強い「いざというときも安心できるまち」づくりに取り組んでまいります。

10款教育費であります。教育費予算は、前年度当初予算と比較し10.4%増の4億9,967万2,000円となっております。その内容につきましては、教育委員会から、教育行政の方針と予算（案）の大要の説明がありますので、割愛させていただきます。

12款公債費は、前年度当初予算と比べ1,516万4,000円、2.7%の減の5億4,499万3,000円を計上しております。

人口減少への対応や地方創生に向けた活性化対策など、将来を見据えて取り組んでいかなければならない諸課題に対応できるよう、令和6年度予算案につきましては、第6次小坂町総合計画に掲げる基本目標の実現を基に編成を行いました。財政運営は厳しさを増していくことが見込まれますが、健全性の確保に十分留意し、一層堅実な行政運営に努めてまいります。

以上、一般会計の概要であります。

次に、特別会計、企業会計についてご説明申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計であります。

被保険者の医療に充てられる医療給付費を3億3,766万5,000円、特定健診や特定保健指導、人間ドック受診補助などに充てられる保健事業費を1,246万4,000円、県に納入する事業納付金1億756万6,000円など、前年度当初予算対比9.2%減の予算総額4億7,560万円となっております。

なお、令和5年度から加入世帯の負担軽減を図るため、国保税率の引下げを行っております。

後期高齢者医療特別会計は、後期高齢者医療広域連合納付金として8,991万9,000円を計上し、予算総額を9,090万円といたしました。

介護保険特別会計であります。

介護認定者への保険給付と介護予防事業を中心に行う保険事業勘定が、歳入歳出ともそれぞれ7億9,990万円で、前年度当初予算対比で35万6,000円の減となっております。

町直営の居宅介護支援事業所などの運営を行う介護サービス事業勘定は、居宅介護サービス計画費の収入を計上し、歳入歳出予算の調整で生じた財源の不足額291万2,000円を一般会計繰入金で措置しております。全体では、歳入歳出ともそれぞれ370万円で、前年度当初予算対比で41万8,000円、12.7%の増となっております。

歯科診療所特別会計は、歳入歳出それぞれ6,220万円で、歳入の主なものは、診療収入2,762万5,000円、一般会計繰入金3,126万4,000円であります。一般会計繰入金は、前年度より586万1,000円の増となっております。

歳出は、総務費4,973万9,000円、医療費1,100万円及び公債費146万1,000円を計上しております。

中小企業従業員退職金等共済事業特別会計は、歳入歳出それぞれ490万円の予算を編成しております。歳入は、共済掛金収入78万円、基金運用の利子収入等7,000円、基金繰入金

410万3,000円などで、歳出では、退職一時金410万3,000円、共済基金積立金78万8,000円及び管理費9,000円となっております。

菅原ヤエ奨学資金特別会計は、歳入歳出それぞれ360万3,000円を計上しております。歳入は、預金利子3,000円、基金繰入金201万8,000円、貸付金収入158万2,000円で、歳出では、大学生新規5名、継続1名への貸付金360万円、基金積立金3,000円という内訳になっております。

小坂財産区特別会計は、小坂財産区を管理する経費として、予算総額275万円を計上しました。

水道事業会計は、安全で安定した水道水の供給を行うための予算を計上しております。

本年度は、給水戸数2,058戸に対して、1日平均1,311m³の給水を行うこととし、収益的収入2億5,959万3,000円、収益的支出2億5,437万8,000円を予定しております。高料金対策として9,318万8,000円、旧簡易水道事業特別会計からの移行分の利子の一部負担を含め、一般会計からの負担金の総額は9,515万9,000円となりました。

また、砂子沢浄水場の屋上防水加工修繕に伴う一般会計からの補助金を819万5,000円予定しております。

資本的支出については2億2,599万2,000円で、配水施設改良費で休平地区配水管布設替工事が5,533万円、企業債元金償還金1億5,140万6,000円が主なものとなっております。

資本的収入は7,948万3,000円で、企業債4,000万円、国庫補助金1,643万円と一般会計からの出資金2,029万2,000円、一般会計からの負担金276万1,000円となっております。

下水道事業会計であります。

地域環境と生活衛生を保全し、快適で衛生的な暮らしを提供するため、計画的な下水道整備に努めます。本年度は、排水戸数1,115戸に対して1日平均762m³の汚水処理を行うこととし、収益的収入1億8,350万7,000円、収益的支出1億8,194万2,000円を予定しております。高資本費対策に要する経費分として2,776万円など、一般会計からの負担金の総額は6,320万9,000円となりました。

このほか、経営基盤強化のため、一般会計からの補助金3,300万円を受け、経営してまいります。

また、資本的支出は1億2,356万6,000円で、流域下水道事業建設費837万3,000円、企業債元金償還金1億1,127万2,000円が主なものとなっております。

資本的収入は5,236万9,000円で、企業債1,124万円と一般会計からの出資金3,773万8,000

円となっております。

以上、令和6年度行財政の大要として、まちづくりに対する基本的な考え方と予算の主要事業について説明をさせていただきました。

本予算は、町財政の健全化の確保に十分留意しつつ、住民生活を守り、町民サービスの向上のため限られた財源を有効に活用し、町民目線に立ち、小坂町の今後の進むべき方向を見据え編成したものでございます。着実かつ効果的に各施策を推進できるよう全力で取り組んでまいります。

令和6年度予算案並びに関係議案とともに慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。大要の説明を終わります。

○議長（目時重雄君） 次に、教育委員会教育長から教育行政の方針と予算の大要についての説明を求めます。

教育長。

〔教育長 澤口康夫君登壇〕

○教育長（澤口康夫君） それでは、令和6年度教育行政の方針と予算の大要について説明させていただきます。

教育目標は、心豊かでたくましく、ふるさとの発展につくす町民を育てるです。

教育行政の方針としては、小坂町総合計画及び小坂町新総合教育エリア構想を基本として策定しております第3期小坂町教育推進大綱は、令和3年度から6年度までの4年間で、新年度は4年目となります。大綱において、学校教育では、小坂町の特色を生かした教育活動を展開しながら、小中一貫教育を推進し、生きる力とふるさとを愛する心を持った児童生徒を育成します。

社会教育では、一人一人が豊かな人生を送ることができるよう学習環境を整え、その学習成果を適切に生かすことのできる社会を目指すことを基本方針に定めております。

この教育推進大綱に基づき、学校教育、社会教育とも町の新しい総合計画に掲げる「豊かな心と未来を育む人づくりのまち」の実現を目指して取り組んでまいります。

令和6年度における小坂町の新入学児童生徒数は、小坂小学校21名、小坂中学校26名の予定です。

在学児童生徒数は、前年度と比較して、小学校が8名減の130名、中学校は6名減の82名の見込みです。学級数は、小学校が9学級で昨年と同数、中学校が3学級で2学級の減の見込みとなっております。

小中一貫教育校として12年目となります。今までの歩みを検証しながら、さらなる連携を進めるため、小中合同の教職員研修など一層の充実を図ってまいります。

G I G Aスクール構想の実施に向け、教職員研修を行い、児童生徒1人に1台配置のタブレット端末、デジタル教科書、電子黒板を効果的に活用する等、I C T教育を推進します。

学校臨時休業など、児童生徒が登校できない場合に備え、学校とつなぐオンライン学習環境を整えます。

授業等に紙媒体やインターネットなどの新聞記事を活用する等、N I E教育を推進します。

学校給食費の半額助成、教材費の公費負担等についても継続して取り組み、子どもたちが安心して学べる環境を整えてまいります。

学校と地域住民が力を合わせて学校運営に取り組む学校運営協議会と、学校と地域が相互にパートナーとして行う地域学校協働活動との一体的な実施を推進します。

また、地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てるという意識の下、学校部活動地域移行に向けて取り組んでいきます。

社会教育においては、地域学校協働活動による学校を核とした地域づくりを目指し、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働しながら、地域全体で子どもたちを育む体制づくりを目指します。

放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に実施している子どもクラブS k i pの充実を図るとともに、支援員や職員の研修への参加を促します。

子育て経験者や専門家等で構成する家庭教育支援チーム・ポッポの会での活動を通し、様々な家庭教育支援事業を実施します。

読書活動の推進では、全ての町民が日常の中で読書に親しみ、読書活動や交流ができるよう、出張図書館の充実、図書システムの効果的な運用など、環境づくりに努めます。

また、芸術文化振興においては、鹿角市と協力し、鹿角地域文化財保存活用地域計画の策定を進め、共通の文化財の総合的な把握をし、両地域の文化財の新たな視点につなげます。

それでは、教育予算について主なものをご説明いたします。

令和6年度教育費歳出予算案全体では、一般会計で総額4億9,967万2,000円を計上しております。前年度当初と比較して10.4%の増となりました。

菅原ヤエ奨学資金特別会計は総額360万3,000円、前年度当初と比較して60万円、14.3%の減となりました。

一般会計における民生費・保育所に係る主な事業では、マリア園運営費に対する補助金と

して1,680万円、マリア園の集団活動で声かけの必要な幼児に対する保育サポート事業に保育士3人分、766万7,000円、3歳以上の入所児童保護者に対する副食費助成315万8,000円、保育環境確保事業に572万円、在宅育児支援給付金給付事業に402万円を計上しています。

学校教育関係の主な事業では、一人一人の個性を尊重したインクルーシブ教育を目指した学校生活サポート事業に、学校生活支援員6名を配置する経費1,479万6,000円を措置しています。

また、英語教育の充実と国際交流の進展を図ることを目的とした外国語指導助手配置経費として443万6,000円を計上しています。

通学バス運行事業では、七滝地区児童用スクールバス運行経費と、十和田湖地区児童生徒が通学するためのタクシー運行業務委託を合わせ1,245万9,000円を計上しております。

小坂町高校生等扶養世帯支援給付金事業は、高校生の就学支援として、1人当たり年5万円で総額500万円を計上しています。

奨学資金貸付事業は、貸費予定人員を高校生新規4人・継続1人、大学生等新規7人・継続2人とし、552万円を計上しております。

小学校5・6年生から中学生の学力向上対策として開催し、13年目となる小坂鉦山の子未来塾の経費として204万8,000円、また、子育て支援事業として、保護者の負担軽減と地産地消のさらなる取組を進めることを目的に、小中学校児童生徒の学校給食費半額助成分として735万4,000円を計上しております。

保護者の負担軽減を図るため、小中学校の授業で使用する教材費等を公費負担する経費として、小学校に167万5,000円、中学校に190万1,000円の合わせて357万6,000円を措置しています。

小中学校のICT関連整備事業としては、メディアルーム及び小中学校教員の教務用パソコンのリース料580万8,000円のほか、授業用タブレット35台及び通信環境整備リースに係る経費として88万6,000円、合わせて669万4,000円、電子黒板リースとして462万円を措置しています。

また、児童生徒1人1台のタブレット端末などを有効活用していくため、ICT環境サポート業務委託として598万4,000円を措置しています。

学校臨時休業など、児童生徒が登校できない場合に健康観察や学習指導などを実施するため、学校とつなぐオンライン学習環境整備に57万8,000円を措置しています。

遠距離児童・生徒の通学費補助としては、小学生では15人分36万8,000円、中学生では13

人分57万9,000円、合計94万7,000円を計上いたしました。

児童生徒のスポーツ・文化活動に係る各種大会派遣補助としては、小学校に72万4,000円、中学校に367万4,000円、合計439万8,000円を計上しております。

教育扶助費は、小学校に対象児童30人分で345万円、中学校に対象生徒13人分で210万4,000円の合計555万4,000円を措置いたしました。

小坂町新総合教育エリア構想に基づく小中一貫教育研究会事業としては、教職員の視察研修のほか、小学校3年生のひめます稚魚の放流式参加とひめます学習会、小学校4年生のブドウ栽培と加工実習、小学校5・6年生と中学校1年生の十和田湖野外体験学習等を実施する経費として67万9,000円、小中学校合同での芸術鑑賞教室等に28万8,000円、合わせて96万7,000円を計上しております。

社会教育関係の主な事業では、学校への読書活動支援員の配置、ブックスタート等の家庭教育支援事業、放課後や休日の生活や体験をサポートする子どもクラブSkipなどを総合的に取り組む学校・家庭・地域連携総合推進事業に1,375万8,000円を計上しています。

芸術文化振興事業では、康楽館演劇祭に関する経費として110万円を計上しております。

また、文化財保護事業としては、町の伝統行事である小坂七夕祭や盆踊り大会、町の無形民俗文化財に指定されている濁川虫送り行事及び出羽神社権現舞に対する補助として、合わせて350万9,000円を計上しております。

社会教育関連事業では、まなびピアなどの生涯学習事業や行事ごよみ発行事業に127万7,000円を計上しております。

図書館費では、図書購入費として147万9,000円、郷土館費では、各種特別展事業「新編小坂町史資料編第七集」印刷製本などに217万1,000円を計上しております。

保健体育関係では、体育施設管理事業として、みんなの運動公園管理業務等で426万1,000円、運動場を含む中央公園芝管理業務等に913万5,000円を計上しております。

また、スポーツ事業として、スポーツ協会が実施している全町大会やスポーツ少年団を含む社会体育関係団体の活動補助に181万3,000円を計上いたしました。

特別会計では、菅原ヤエ奨学資金特別会計で、育英事業の充実と継続のため、奨学資金貸付予定人員を大学生新規5人、継続1人として360万円を計上しております。

以上が主な内容であります。今後とも創意工夫をもって、より効率的な運営に努めてまいります。

最後に、令和6年度の教育行政方針が施策として円滑に進めることができますよう、関係

する皆様のご理解とご指導をお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件につきましては、質疑を省略し、直ちに11人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審議することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件につきましては、11人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員選任につきましては、小坂町議会委員会条例第5条第1項の規定により、1番、船水隆一君、2番、栗山忠三君、3番、本田佳子君、4番、亀田利美君、5番、菅原明雅君、6番、秋元英俊君、7番、成田直人君、8番、鹿兒島巖君、9番、小笠原憲昭君、10番、熊谷聰君、11番、椿谷竹治君、以上11人を委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました11人の諸君を予算特別委員に選任することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時28分

○議長（目時重雄君） 再開いたします。

休憩中にお諮りいたしましたように、予算特別委員会の委員長及び副委員長の互選の結果、委員長には、総務福祉常任委員長の椿谷竹治君、副委員長には、産業教育常任委員長の亀田利美君とすることに決定いたしました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第14、議案第11号 小坂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第11号 小坂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に公布され、令和6年4月1日から施行となることに伴い、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することが可能となりますので、関係する規定を整備するものでございます。

本条例は、令和6年4月1日から施行しようとするものであります。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） それでは、詳細説明をしますので、審議の参考の1ページ、2ページにあります新旧対照表をご覧ください。

小坂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の概要の説明を申し上げます。

改正の趣旨につきましては、町長の提案理由で述べましたように、地方自治法の一部改正に伴いまして、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給できるようになることから、関係条例の整備が必要となったものでございます。

会計年度任用職員の給与について規定している第2条第1項第1号及び第2号、第2号会計年度任用職員の手当について規定している第12条の「期末手当」の後に「勤勉手当」の文言を加えます。

会計年度任用職員の期末手当について規定している第16条の第1項及び第3項には、同じく「勤勉手当」の文言を加えるほか、ただし書で、勤勉手当の支給率を給与条例の第15条第

2項第2号に規定する、定年前再任用短時間勤務職員の例によることを加えております。

第19条の単純労務職員の給与種類及び基準のところでも同様に、第1項第1号及び第2号のところに「勤勉手当」の文言を加えております。

施行は令和6年4月1日からとして、令和6年度から手当の支給を始めたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第11号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第15、議案第12号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第12号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員に対し勤
勉手当を支給する必要があるため、規定の整備を行うものでございます。

以上、誠に簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまし
て、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第12号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第16、議案第13号 小坂町手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第13号 小坂町手数料条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、戸籍法の一部改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に準じて、次のとおり改正するとともに、字句の整理を行うものであります。

（１）戸籍謄本等の広域交付に伴い、磁気ディスクをもって調製された戸籍及び除籍に係る書面という表記を戸籍証明書及び除籍証明書に改めること。

（２）電子証明書提供用識別符号の発行事務が追加されることに伴い、本町が徴収する手数料及びその額を定めること。

（３）戸籍の届書の画像を電子化し、届書等情報として作成できることに伴い、証明書の交付及び閲覧をすることができる情報に同情報を追加すること。

なお、施行日は令和6年3月1日となります。

詳細につきましては、町民課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（古澤 健君） 議案第13号 小坂町手数料条例の一部を改正する条例制定につきまして、詳細につきましてご説明いたします。

議案審議の参考、4ページをご覧ください。

条文の改正については、5ページから8ページまでの新旧対照表を参照していただきたいと思っております。

1、改正の背景であります。

令和元年5月31日に戸籍法の一部を改正する法律が公布され、町民の利便性の向上と戸籍事務の効率化を図るために全国市区町村の戸籍情報を連携させる新たな戸籍情報連携システムを構築し、5年以内に施行することとされました。

このことを受けまして、令和6年3月1日に戸籍法の一部を改正する法律の附則第1条第5号に掲げる規定が施行され、次に掲げるサービスを提供することが可能となります。

（１）今まで本籍地のみ限定されていた戸籍謄本や除籍謄本の交付が、本籍地以外の市区町村窓口においても可能となります。広域交付と言います。

（２）他の行政機関への手続きの際に添付する戸籍謄本等に代わる戸籍及び除籍電子証明

書の提供を可能とするための識別符号の発行が始まります。

これについては、どのような手続に使用できるかは現在未定で、国で調整中であります。

(3) 届書等の書類をスキャンした画像提供の内容に係る証明書についても、交付または閲覧が可能となります。

2、改正の内容であります。

以上のような戸籍法の一部改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に準じまして、小坂町手数料条例の一部を改正し、新たな手数料等を定めるものであります。

(1) 戸籍謄本等の広域交付に伴い、磁気ディスクをもって調製された戸籍及び除籍に係る書面という表記を「戸籍証明書及び除籍証明書」に改め、広域交付に係る手数料は戸籍謄本等の交付手数料と同額といたします。これは第2条第1項第1号と第4号の改正となります。

(2) 電子証明書提供用識別符号に係る発行手数料を追加いたします。

ア、戸籍に係る発行手数料の額は、1件につき400円

イ、除籍に係る発行手数料の額は、1件につき700円

ウ、アとイについては、マイナポータルを利用する場合及び戸籍証明書等と同時に取得する場合は無料といたします。

これは、第3号、第6号の改正となります。

(3) 戸籍の届書の画像を電子化し、届書等情報として作成できることに伴いまして、証明書の交付及び閲覧が可能なものとして同情報を追加し、その証明書の交付及び閲覧に係る手数料の額は、届書その他の書類の記載事項証明書等の交付及び閲覧と同額といたします。

これは、第7号、第9号及び第8号の改正となります。

3、施行期日につきましては令和6年3月1日となります。

以上、簡単であります但し詳細説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第13号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第17、議案第14号 小坂町監査委員に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第14号 小坂町監査委員に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、地方自治法の一部改正に伴う条ずれによる所要の条文整理を行うものであります。

施行日は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に合わせて、令和6年4月1日となります。

以上、誠に簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第14号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第18、議案第15号 小坂町すこやか育児手当支給条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第15号 小坂町すこやか育児手当条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

小坂町すこやか育児手当は現在、第3子以降の子どもに誕生月から小学校入学の前月まで月額5,000円を支給しているほか、全ての児童に小学校及び中学校入学時に祝い金5万円を支給しております。

本議案は、子育て支援の充実を図るため、町に居住する全ての生徒を対象として義務教育を終える中学校卒業時に祝い金として5万円を支給するよう拡充するものでございます。

以上、誠に簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

て、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第15号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第19、議案第16号 小坂町デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第16号 小坂町デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、高齢者人口の減少とともに利用者が減少していた状況から、令和2年7月より稼働を停止していた小坂町デイサービスセンター・ほっとりあについて、町内2か所のデイ

サービスセンター、指定管理者である小坂町社会福祉協議会が管理・運営する小坂町デイサービス・ゆとりあ及び小坂ふくし会が運営するデイサービス・あかしの郷において、サービスの供給量は充足する状況にあることから、同センターを廃止しようとするものでございます。

以上、誠に簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第16号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第20、議案第17号 小坂町保健センター設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第17号 小坂町保健センター設置条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

小坂町保健センターは、平成26年7月22日の現役場庁舎開庁に伴い、当時小坂町福祉保健総合センター内で事務を遂行していた旧町民課も全て移転したことから、小坂町保健センターの位置を、通常業務である各事務取扱、育児相談や日々の健康相談等の管理部門を役場庁舎に、町民を対象とした健診等の事業部門を福祉保健総合センターに分割して設置しております。

本議案は、管理部門の所在先である役場庁舎で、全ての事業の実施環境が充足できる状況にあることから、事業部門を管理部門所在先へ集約するものでございます。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第17号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

お昼に若干早いですけれども、これをもって午前中の審議は終えて、休憩したいと思います。再開は午後1時からにしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（目時重雄君） 会議を再開いたします。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第21、議案第18号 小坂町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第18号 小坂町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

当町においては、要介護認定率は県内で低い水準にあり、介護保険料も平成27年から9年間同額を維持してまいりました。平成18年度から実施しているお元気くらぶをはじめ、介護予防や健康増進を図る事業を展開してきており、また、自治会館などの身近な通いの場に住民同士が定期的に集い、自主的な介護予防活動に取り組むなど、町民の皆様の意欲的な取組の結果であると考えております。

しかしながら、当町における高齢者人口は年々減少しているものの、高齢者人口の年齢構成や家族構成の変化、認知症高齢者の増加等の影響により、近年は認定者数が増加傾向にあり、今後も想定される要介護認定者数の増加や第1号被保険者数の減少を考慮しますと、安定した介護保険事業の運営を維持するため、令和6年度から令和8年度の第9期計画期間において介護保険料の引上げは避けられない状況であり、現行の基準月額5,300円から800円増の6,100円といたしたく提案させていただくものでございます。

詳細につきましては、福祉課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） 詳細につきましてご説明させていただきます。

議案審議の参考、15ページをお開きください。

表の左側は、第8期、現在の保険料、右側は、改正後の第9期の保険料の一案となっております。

現在の介護保険料基準月額の始期である平成27年度末に311人であった要介護認定者数は本年1月末には335人となりまして、今後、令和7年度または令和8年をピークとして、要介護認定者数は一定の伸びが予想されております。

令和6年度から令和8年度までを計画期間とします第9期介護保険事業計画における介護保険料の基準月額の算定に当たりましては、令和3年度から令和5年度の各種サービスの給付費、利用回数及び利用日数などの実績を基に、今後3年間に見込まれる給付費を推計して算出いたしております。

先ほどの町長からの説明と重複しますが、平成27年度から9年間、介護保険料を据置き、同額を維持してまいりましたが、今後想定されます要介護認定者数の増加や第1号被保険者数の減少を考慮しますと、安定した介護保険事業の運営を維持するためには、第9期計画期間におきまして介護保険料の引上げは避けられない状況でございますので、現行の第5段階の基準月額5,300円から800円増の6,100円に改正させていただくものでございます。

この保険料基準月額の算定に当たりましては、保険料の上昇を可能な限り抑制するため、小坂町介護給付費準備基金の令和5年度末総額見込みの5割程度に当たる、およそ1,500万円を取り崩すこととし、全国的に介護保険料が高水準となっている中で、基金の活用などにより可能な限り引上げ幅の圧縮に努めたところでございます。

また、これまで保険料の所得に応じた段階は9段階としておりましたが、全国的な介護保険制度の安定的運営を図るものとして、国におきまして所得段階の基準が今改正で13段階と定められましたので、本改正につきましても、国基準と同じ13段階を設定いたしております。

なお、第9期介護保険事業計画の策定におきましては、有識者等で構成される策定委員会におきまして、熱心にご協議をいただきまして、ご検討を加えていただいております。

計画の成案と保険料基準月額につきましては、去る1月12日に策定委員会に諮問を行い、1月22日に、策定委員会より、提案した保険料基準月額について妥当である旨、町へ答申をいただいております。

以上で説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいまの議題となっております議案第18号につきましては、総務福祉常任委員会に付託いたします。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第22、議案第19号 小坂町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第19号 小坂町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、小坂町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の内容と一部重複する内容が含まれていることから、指定介護予防支援事業に関する内容を削除するとともに、指定の申請に係る申請者の資格について、法人のほか、介護保険法に規定する複合型サービスにおいては、「病床を有する診療所を開設している者」を加えるものでございます。

以上、誠に簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第19号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号～議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第23、議案第20号 小坂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、日程第24、議案第21号 小坂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、日程第25、議案第22号 小坂町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、日程第26、議案第23号 小坂町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、関連がありますので、一括議題といたします。

議案の朗読及び提案理由については一括で行い、その後の質疑、討論、採決については、各議案ごとに行います。

それでは、職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第20号 小坂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第21号 小坂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第22号 小坂町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第23号 小坂町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、関連がございますので一括して提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行により、各事業の人員、設備及び運営に関する基準等が改正されたことに伴い、その内容に沿って条例を改正するものでございます。

各サービス種別における管理者の兼務が認められる範囲の緩和に関する事項の追加や、国のアナログ規制の見直しの一環として磁気ディスクやシー・ディー・ロムといった特定の記録媒体名を抽象的な電磁的記録媒体に置き換える等の改正を行っております。

詳細につきましては、福祉課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） 詳細につきましてご説明いたします。

議案審議の参考、議案第20号は、21ページから53ページ、議案第21号は、54ページから65ページ、議案第22号は、66ページから74ページ、議案第23号は、75ページから83ページに新旧対照表を掲載しておりますので、条文等の改正についてはご参照をいただきたいと思います。

それでは審議の参考、20ページをお開きください。

今回改正いたします4つの条例の主な改正内容を一覧にまとめたものでございます。

令和6年度からの介護サービスの運営基準を見直す、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が、1月25日に公布されましたことから、その内容に沿って、関係4条例を改正するものでございます。

町内に事業所のあるサービス類型の主な改正内容について、ご説明をいたします。

表上の段、第20号 小坂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）の左から3項目の地域密着型通所介護・療養通所介護は「デイサービス・あかしあの郷」、4項目の認知症対応型通所介護は、社会福祉協議会で設置運営しております「認知症デイ・心春」が該当し、身体的拘束等の適正化の推進といたしまして、身体的拘束等の原則禁止や身体拘束等を行う場合の記録に関する規定を新たに追加しております。

6項目の認知症対応型共同生活介護には「ぐるーぷほーむ『こさか』」、7項目の地域密着型特定施設入居者生活介護には「ケアハウスわかば」が該当し、協力医療機関との連携体制の構築としまして、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、適切な医療が提供されるよう協力医療機関を定めることを義務づけております。

また、中央の段、左側、議案第21号 小坂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）の左から1項目、介護予防認知症対応型通所介護は「認知症デイ・心春」が、3項目の介護予防認知症対応型共同生活介護には「ぐるーぷほーむ『こさか』」が該当し、改正内容は、議案第20号と同様でございます。

中央の第22号 小坂町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）は、町の地域包括支援センターが該当し、テレビ電話装置等を利用したモニタリングの実施では、これまでと同様に訪問によることを原則とし、テレビ電話装置等を活用したモニタリングが可能となり、右側の第23号 小坂町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）には、町の居宅介護支援事業所、社会福祉協議会の居宅介護支援事業所と小坂ふくし会の居宅支援センターが該当しまして、4段目の介護支援専門員1人当たりの取扱件数の緩和では、常勤の介護支援専門員を置くことが必要となる人員基準を見直しております。

下段の全サービス共通といたしまして、「管理者の兼務範囲の緩和」では、兼務できる範囲について、同一敷地内の他の施設、事業所等でなくとも差し支えないことを明確化、「重要事項のウェブサイトへの掲載」は、事業所の運営規程の概要等の重要事項について、事業

所内での書面掲示することを規定しておりましたが、インターネットのホームページ等への掲示も義務づけ、「磁気ディスク等の特定の媒体名を抽象的な電磁的記録媒体に置き換え」は、磁気ディスクやシー・ディー・ロムといった特定の記録媒体に限らず、新たな通信技術の導入・活用に円滑に対応するため、幅広い媒体の使用を可能とするため、特定の媒体名を削り、抽象的な「電磁的記録媒体」に改めております。

説明は、簡単ですが以上です。

○議長（目時重雄君） これより、議案第20号の質疑に入ります。質疑はありますか。

9番。

○9番（小笠原憲昭君） 全般的に関連しているかと思しますので、一番最初のところでお尋ねをしたいと思えます。

まず、1つは、従来の運営に当たっては、その地域の代表や、利用者の家族などから意見を聞きながら、その地域運営がスムーズに展開されているかを推進委員会などが組織されて、チェック機能もある程度果たしてきただろうと思っております。

この改正によって、経過措置になっているわけですが、どういう組織を国は考えているのか、その辺まず1つお聞きしたいと思えます。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） 議案の途中でございますが、地域密着型のこれまでの地域代表の方々を集めての運営推進会議につきましては、変更はございません。引き続き行って、より地域に密着したサービスを提供できるように、意見を聴取しながら運営経営をしているというところでございます。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） そうしますと、国が考えている組織内のメンバー構成は、従来とほとんど変わらないような内容と考えてよろしいものですか。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） こちらとしてはそのように考えております。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） では、2つ目お尋ねをしたいと思えます。

この改正内容によりますと、同一敷地内でなくても、管理者がいろいろな業務に従事してもよい。ある意味では、担い手となる人材が不足しているから、苦肉の策でこういうことを国は考えてきたのではないかと言いたくなる。そうしますと質が低下してくるのではないか、

私はそういう心配があるのです。ある程度管理者というのは、その場所場所にきちんといることによって、行事、その施設等がスムーズに運営されているということが担保されていくのだらうと思うわけです。その法人なりいろいろな管理をしている側が、都合で1人のものを数か所巡回させたり、いろいろなことをさせている。果たしてこういう方法が正しいのかという観点から、担当所管課長はどうお考えでしょうか。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） 当然、国では緩和措置という形となります。課の考え方といたしましては、これまでかなり厳粛に規定をされておりましたが、やはり管理者がコロナや感染症にかかり、長期に休むといった場合には、人事異動等を行っていたというケースも全国的に見受けられると伺っております。

私といたしましても、できる限りこれまでと同様に、それぞれの事業所には専従の責任者、管理者を置いていただきたいということで、各事業所には協力を求めていきたいと思っております。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第20号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第21号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第21号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第22号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第22号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第22号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第23号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第23号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第23号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第27、議案第24号 小坂町公民館使用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第24号 小坂町公民館使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、利用者の減少に伴い停止している小坂町デイサービスセンター・ほっとりの廃止に伴い、同センターに関する記載を削除するものでございます。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第24号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第24号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第28、議案第25号 小坂町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第25号 小坂町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、地方自治法の一部改正に伴う条ずれによる所要の条文整理を行うものでございます。

施行日は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に合わせて、令和6年4月1日となります。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第25号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第25号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第29、議案第26号 小坂町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第26号 小坂町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、地方自治法の一部改正に伴う条ずれによる所要の条文整理を行うものであります。

施行日は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に合わせて、令和6年4月1日となります。

以上、誠に簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第26号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第26号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第30、議案第27号 町道の認定、廃止及び変更についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第27号 町道の認定、廃止及び変更について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、道路及び土地の使用形態の変化により、その他町道1路線の認定、その他町道

2路線の廃止及びその他町道1路線を変更しようとするものであります。

これにより町道は391.3m減り、226路線、15万4,462.4mとなります。

詳細につきましては、建設課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（初沢 誠君） それでは、詳細につきましてご説明いたします。

別表となっております「町道路線認定、廃止及び変更調書」の認定路線の1ページをお開きください。

認定路線は、その他町道で路線番号310の西渡の羽3号線で、路線延長が64.2mです。

次のページの図面をご覧ください。

路線番号310につきましては、新たに造成されました西渡ノ羽団地内の道路になりますが、完成後に町へ移管されているものでございます。

次に、廃止路線についてご説明いたします。

廃止路線の1ページをお開きください。

廃止路線は2路線あります。

1つ目は、その他町道で路線番号165の西渡の羽1号線です。

2つ目は、その他町道で路線番号285の内の岱線であります。

次のページの図面をご覧ください。

路線番号165の西渡の羽1号線につきましては、DOWAホールディングス所有の社宅が解体され更地になったこと、及び新たに宅地分譲した団地内の道路が現状とずれているため廃止とするものでございます。

2つ目の路線番号285の内の岱線につきましては、アカシア大橋の開通に伴い、既存の内の岱上向線から分離したものでありますが、行き止まりの町道であるため一般町民などの利用がないため、廃止して道路用地の管理などを含めて所有者にお返しするものでございます。

次に、路線変更についてご説明いたします。

路線変更の1ページをお開きください。

町道の変更は、その他町道で路線番号165の西渡の羽1号線でございます。

次のページの図面をご覧ください。

先ほどご説明いたしました認定路線と同様に新たに造成されました団地内の町道であります、既存の認定町道とずれが生じたための位置修正であります。先ほどの廃止路線におい

てご説明いたしました。既存の町道165号西渡の羽1号線は一度廃止になり、位置が変更になった上で延長111.6mとなるものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第27号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第31、議案第28号 令和5年度小坂町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第28号 令和5年度小坂町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の一般会計補正予算は、物価高騰対応重点支援給付金の予算や、年度末における各事業の精算見込み及び不足額の追加によります事務・事業費の整理、国・県補助金の確定による整理などを中心に編成したほか、歳入においては、事務事業に関連する国・県支出金等の特定財源を調整したほか、普通交付税決定額のうち未計上であった分を予算化いたしました。

その結果、歳入に剰余が生じ、財政調整基金に1,776万2,000円、減債基金に1,200万円、公共施設等総合管理基金に5,000万円の積立てが可能となりました。

今回提案する補正額は、歳入歳出にそれぞれ3,664万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を48億7,317万6,000円にするものでございます。

第2条において、年度内の完了が困難と見込まれる4事業について繰越明許費を設定いたします。

第3条においては、新たに実施する事業1件について、債務負担行為を設定するものであります。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） それでは、一般会計補正予算（第6号）の詳細について説明いたしますので、補正予算書の12ページをお開きください。

歳出から説明をいたします。あわせて、項目ごとに係る歳入についても説明をまいります。

1款1項1目議会費は、事務調査等に係る旅費の精算により41万2,000円減額しています。

2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費は、10節光熱水費に、不足が見込まれる本庁舎電気料として70万円を追加しています。

14節施設解体工事費の18万7,000円の減額は、旧小坂幼稚園解体工事の精算減額です。

財源内訳欄のその他は、土地貸付収入113万5,000円と、東北電力節電キャンペーンによる収入の4,000円です。

5目企画費、18節みんなの地域づくり事業補助金は実績により20万円減額しています。

移住定住促進奨励事業補助金は、新築2件、中古5件を支出済みで、さらに不足見込み分として新築2件、中古1件分180万円を増額しています。

財源内訳欄のその他は、秋田県市町村振興協会市町村振興助成金の76万5,000円の減額と秋田県市町村振興協会市町村交付金の47万3,000円の減額です。

6目電子計算費、18節秋田県町村電算システム共同事業組合負担金は、個人住民税等におけるQRコード活用に対応するためのシステム改修に係る分として18万7,000円の増額です。

7目基金費です。収支予算調整の結果7,976万2,000円の剰余が発生しますので、財政調整基金に1,776万2,000円、減債基金に1,200万円、公共施設等総合管理基金に5,000万円を積み立てることとしたものです。

この予算補正の結果、令和4年度末に12億4,867万円であった財政調整基金残高は、令和5年度中に5億5,455万3,000円を取り崩し、1,876万2,000円積み立てることから、令和5年度末残高見込みは7億1,287万9,000円となります。

また、減債基金残高は令和4年度末で3億4,280万1,000円、令和5年度中に5,244万5,000円取り崩し、1,700万円積み立てることから、令和5年度末残高見込みは3億735万6,000円となります。

公共施設等総合管理基金は、令和4年度末残高が5億4,451万2,000円で、令和5年度において1億5,274万8,000円を取り崩し、5,000万1,000円を積み立てることから、令和5年度末残高見込みは4億4,176万5,000円となります。

8目バス運行費は、町営バス野口線車両のリコールに伴う燃費補償金10万円を収入したことによる財源の振替です。

10目電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付費は、事業終了による精算で、低所得世帯への支援として1世帯当たり3万円を給付し812世帯、2,436万円の給付実績となりました。

財源内訳欄の国県支出金は、本事業に係る新型コロナウイルス感染症対応事業費分の地方創生臨時交付金177万円の減額です。

11目物価高騰対応重点支援給付金給付費は、目を新たに設け、1世帯当たり10万円を支給する住民税均等割課税世帯支援事業分と、1人当たり5万円を支給する子ども加算事業分を措置しました。

10節需用費から12節委託料までは、事務費分として合わせて319万7,000円、18節交付金の物価高騰対応重点支援給付金は、均等割課税世帯支援事業が150世帯分を見込み1,500万円、子ども加算事業分が67人分を見込み335万円を措置しました。

財源内訳欄、国県支出金2,154万7,000円は、本事業に係る物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金です。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、12節業務委託料は、地域福祉計画策

定事業の精算により275万円の減額、18節介護保健施設等物価高騰対策事業補助金は事業終了による精算で6,000円減額しています。

財源内訳欄の国県支出金は、民生児童委員に係る権限委譲推進交付金の2,000円の減と物価高騰対応地方創生臨時交付金の6,000円の減です。

2目高齢者福祉費は、敬老祝金事業、百歳長寿祝金事業、湯楽事業、地域支え合い体制づくり事業の実績による精算で、合わせて198万円の減額です。

5目障害者福祉費、19節扶助費の更生医療給付費は不足が見込まれる分の20万8,000円を追加しています。

障害者地域生活支援事業給付費及び障害者自立支援給付費は、合わせて1,060万円を精算により減額しています。

財源内訳欄の国県支出金は、障害者医療費更生医療国庫負担金8万8,000円の増と、精算により障害者地域生活支援事業費国庫補助金が107万6,000円、介護・訓練等給付費等県負担金が207万6,000円をそれぞれ減額しています。

7目介護保険費は、介護保険特別会計保険事業勘定繰出金を、システム改修分及び主治医意見書作成料の不足見込分として43万円増額しています。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、19節すこやか育児手当は、実績精算により15万円減額しますが、高校生支援策の一つとして新たに中学校卒業祝金を設け、今年度の卒業生から支給対象とし、5万円を32人に支給する分として160万円を措置しています。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は、18節かつの厚生病院支援補助金、かつの厚生病院医師確保対策支援補助金、医療機器整備費支援事業補助金は、補助金額確定による精算で126万3,000円を減額しています。

財源内訳欄、国県支出金135万5,000円の減は、子ども子育て支援事業に係る国県補助金です。

14ページをお願いします。

2目環境衛生費、14節施設補修工事費は、樹海クリーン駐車場舗装補修工事の精算で33万8,000円の減額、18節合併処理浄化槽設置費補助金は、申請がなかったことにより全額減額です。

財源内訳欄、国県支出金は、合併処理浄化槽設置整備事業費の国県補助金です。

3目公害対策費は、相内休廃止鉱山坑廃水処理事業及び廃乾電池処理事業の精算により32万4,000円を減額しています。

財源内訳欄の国県支出金21万2,000円の減は、坑廃水処理事業に係る国県補助金です。

4目予防費は、予防接種事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業及び接種体制確保事業、それとPCR検査事業について精算により1,507万9,000円を減額しています。

財源内訳欄、国県支出金410万円の減は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の精算分です。

5目母子保健指導費は、妊婦健康診査事業、不妊治療等助成事業分を、実績による精算で223万円減額しています。

6目健康増進事業費は、各種検診などの実績により176万6,000円を減額しています。

財源内訳欄、その他の9万3,000円の減は、検診個人納付金です。

2項清掃費、1目清掃総務費は、環境整備地域連携事業県補助金2,000円を収入したことによる財源の振替です。

3項1目診療所費は、十和田湖診療所に対する負担金額の確定により144万9,000円の減額です。

5款労働費、1項1目労働諸費、18節資格取得支援事業補助金は、不足見込により43万4,000円追加しています。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費は、18節補助金及び交付金を、それぞれの実績により精算の減額をしています。

財源内訳欄、国県支出金は、低コスト技術等導入支援事業県補助金18万2,000円と、物価高騰対応地方創生臨時交付金132万円の減です。

7款1項商工費、2目商工振興費は、商工振興事業、七滝活性化拠点センター管理事業、地域商品券事業をそれぞれ精算により減額しております。

地域商品券事業は、1万5,000円の商品券を2,264世帯に3,396万円分交付し、実際に使用された金額は3,361万6,500円でありました。

財源内訳欄の国県支出金は、権限委譲推進交付金3万6,000円と他の項目で減額した物価高騰対応地方創生臨時交付金の財源振替分13万8,000円です。

3目観光費は、観光推進事業、十和田湖活性化事業、3Dを基軸とした交流拡大事業の精算により、それぞれの項目において減額をしています。

財源内訳欄の国県支出金は、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費国庫補助金の64万6,000円の減と、その他は、発荷トイレ募金箱分の雑入20万8,000円です。

4目康楽館費は、外構側溝改修工事費などの精算、16ページをお願いします。5目小坂鉱山

事務所費は、天使館外壁塗装工事分の精算、7目小坂鉄道レールパーク費は、枕木交換工事分の精算によりまして、それぞれ減額をしております。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、12節業務委託料は、木造住宅耐震診断業務委託の精算分24万円を減額しています。

18節負担金及び補助金は、精算により37万4,000円減額しています。

財源内訳欄の国県支出金18万円の減は、耐震診断に係る国県補助金です。

2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費、12節業務委託料は、道路維持管理業務の実績による精算、17節機械器具費は、除草剤散布機購入分の精算で、合わせて76万7,000円減額しています。

4項都市計画費、1目都市計画総務費は、12節業務委託料、都市計画図作成業務が未着手により全額精算しています。

2目公園管理費は、公園管理草刈り業務など、5項住宅費、1目住宅管理費は、屋根塗装工事及び解体工事の精算によりそれぞれ減額しています。

9款1項消防費、2目非常備消防費は、消防団運営管理事業に係る経費の精算に伴いまして31万7,000円の減額です。

3目消防施設費は、ホース乾燥塔設置工事の精算により工事費を38万円減額しています。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育助成費は、奨学資金貸費生の減少などにより、精算で400万9,000円減額しています。

財源内訳欄のその他38万4,000円の減は、奨学資金貸付金収入元金分です。

2項小学校費、1目学校管理費は、可動式黒板設置工事及び照明LED化改修工事の精算、3項中学校費、1目学校管理費は、校舎内外補修工事及び照明LED化改修工事の精算で、それぞれ減額をしております。

財源内訳欄、国県支出金の45万3,000円と22万9,000円の減は、学校施設環境改善交付金分、その他の欄5万5,000円、4,000円の減は、新総合教育エリア振興基金繰入金です。

4項社会教育費、1目社会教育総務費は、二十祭事業の精算により10万7,000円の減額です。

22節国庫支出金返還金10万円は、放課後児童健全育成事業費補助金前年度分の返還金分です。

財源内訳欄の国県支出金53万円は、放課後児童健全育成事業費県補助金です。

18ページをお願いします。

2目生涯学習推進費は、生涯学習のつどい事業の精算、3目芸術文化振興費は、七夕祭の精算、4目社会教育施設管理費は、川上・七滝両公民館の施設管理費の精算、5目公民館事業費は、中央公民館高齢者教育事業の精算により、それぞれ減額をしています。

6目図書館費、24節三澤つせ子ども図書館基金積立金に基金利子分として1,000円を追加します。

財源内訳欄、その他の1,000円は、三澤つせ子ども図書館基金利子分です。

5項保健体育費、1目保健体育総務費は、社会体育総務事務事業、スポーツ事業の精算、2目体育施設費は、体育施設管理事業の精算、3目屋内温水プール費は、事業終了による精算で、それぞれ減額しています。

続いて、歳入の説明をしますので、8ページをお願いいたします。

今回補正した一般財源について説明をします。

10款1項1目地方交付税です。

今回の補正における一般財源として、国税収入等の増額に伴う国の予算補正により追加交付となる普通交付税2,883万6,000円を措置しました。

交付実績が17億604万3,000円となり、本補正により全額予算化をしています。

続いて、5ページをお開きください。

第2表繰越明許費です。これは、令和5年度中の事業完了が困難となり、翌年度へ繰り越す4件について、その繰越明許費の上限額を定めるものです。

2款総務費1項総務管理費の物価高騰対応重点支援給付金事業2,154万7,000円は、今補正で予算計上し年度内の執行が困難であることから、事業費全額を翌年度へ繰り越すものです。

8款土木費2項道路橋りょう費の十和田湖和井内エリア整備事業1億1,372万円は、工事着手が遅れ令和5年度分事業費が未着手であることから、事業費全額を翌年度に繰り越すものです。

10款教育費4項社会教育費の七滝コミュニティセンター高圧機器更新工事1,189万3,000円と交流センター非常用発電機更新工事737万円は、いずれも部品等の納入に日数を要し年度内完成が困難となり、事業費全額を翌年度へ繰り越すものです。

次に、第3表債務負担行為補正では、休廃止鉱山坑廃水処理業務委託は、令和6年度予算に計上している646万8,000円について、その手続き等を令和5年度中に行う必要があることから、今回の補正で措置しているものでございます。

以上で、一般会計補正予算(第6号)の説明を終わります。

○議長(目時重雄君) 議案第28号につきましては、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第29号の上程、説明

○議長(目時重雄君) 日程第32、議案第29号 令和5年度小坂町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

○議長(目時重雄君) 町長から提案理由の説明を求めます。
町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長(細越 満君) 議案第29号 令和5年度小坂町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、提案理由をご説明申し上げます。

保険事業勘定において、既決予算額に歳入歳出とも43万円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億2,013万7,000円にするものでございます。

歳出補正の内容は、1款1項1目一般管理費において、令和6年4月の介護報酬改定に対応するため、介護サービス事業者を管理するシステムに所要の改修を行う必要が生じたことから、システム改修に係る業務委託料として33万円を、3項2目認定調査等費において、介護保険主治医意見書作成料として10万円を追加いたします。

2款保険給付費は、要介護者の介護給付費及び審査支払手数料の実績が見込みより多く推移していることから、1項1目介護サービス等諸費は400万円、3項1目審査支払手数料は1万5,000円を追加しようとするものでございます。

また、6項1目特定入所者介護サービス等給付費は、給付実績が見込みより少なく推移していることから、401万5,000円を減額しようとするものでございます。

歳入補正の内容は、7款繰入金において歳出補正のシステム改修に係る業務委託料及び介護保険主治医意見書作成料の増額に対する充当分として43万円を増額しようとするものでございます。

以上、誠に簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第29号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第30号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第33、議案第30号 令和5年度小坂町菅原ヤエ奨学資金特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第30号 令和5年度小坂町菅原ヤエ奨学資金特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、本年度における奨学資金の新規利用者が当初見込みより少なかったことに伴い、歳入歳出とも293万3,000円を減額し、予算の総額を127万円にするものであります。

歳入につきましては、基金繰入金を269万3,000円、貸付金収入を24万円、それぞれ減額し、歳出におきましては貸付金を300万円減額するとともに、基金積立金を6万7,000円増額するものでございます。

以上、誠に簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第30号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第31号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第34、議案第31号 令和5年度小坂町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第31号 令和5年度小坂町水道事業会計補正予算（第3号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、収益的支出において、水道事業費用の既決額2億4,900万5,000円から252万6,000円減額し、2億4,647万9,000円に、資本的収入及び支出において、収入の既決額3,020万1,000円から165万6,000円減額し、2,854万5,000円に、支出の既決額2億2,615万2,000円から172万7,000円減額し、2億2,442万5,000円に、企業債限度額の既決額を600万円から500万円に減額しようとするものでございます。

その主な内容は、第1条の収益的支出で、管理委託費及び負担金等の支出見込みの精査により、水道事業費用を252万6,000円減額いたします。

また、第2条の資本的収入では、休平地区配水管布設替実施設計の事業確定等により165万6,000円を減額し、資本的支出では、休平地区配水管布設替実施設計とメーター購入費の事業確定により172万7,000円を減額いたします。

第3条の企業債で、資本的収入の減額に伴い、企業債の限度額を100万円減額いたします。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重にご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第31号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第32号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第35、議案第32号 令和5年度小坂町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第32号 令和5年度小坂町下水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、収益的収入において収入の既決額1億9,677万5,000円に495万2,000円増額し2億172万7,000円に、資本的収入及び支出において収入の既決額6,254万6,000円から285万6,000円減額して5,969万円に、支出の既決額1億2,537万1,000円から51万9,000円減額し1億2,485万2,000円に、企業債において、公共下水道整備事業債、限度額の既決額を900万円から1,070万円に増額し、資本費平準化債の限度額の580万円を減額し、起債利率を年1%以内から年3.5%以内に変更しようとするものでございます。

その内容は、第2条の収益的収入では、令和4年度分で実施し支出した下水道整備事業及び下水道使用料の消費税及び地方消費税の還付金などにより、495万2,000円増額いたします。

また、第3条の資本的収入では、下水道整備の事業確定により285万6,000円減額し、資本的支出では、流域下水道事業建設費負担金、秋田県と県内市町村及び民間会社で設立した下水道事業補完グループへの出資金などが確定したことから、51万9,000円を減額いたします。

第4条では、下水道整備の事業確定により、公共下水道整備事業債の限度額を900万円から1,070万円に増額し、資本費平準化債については、借入れの基準となる減価償却費の算定方法が特別会計時とは異なり借入れ基準に満たなかったことから、全額減額し、起債利率を年1%以内から年3.5%以内に変更いたします。

以上、誠に簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第32号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、次の本会議は2月21日午前10時から再開し、一般質問を行います。

散会 午後 2時29分